

平成30年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成30年3月29日(木曜日)午後2時30分から午後4時21分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第26号) 相模原市教職員健康審査会委員の人事について(学校教育
部)

日程第 2 (議案第27号) 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について
(教育環境部)

日程第 3 (議案第28号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事
について(学校教育部)

日程第 4 (議案第29号) 工事計画の策定について(教育環境部)

日程第 5 (議案第30号) 相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標
(公立幼稚園教諭)の策定について(こども・若者未
来局)

日程第 6 (議案第31号) 学校現場における業務改善に向けた取組方針の策定につ
いて(教育局)

日程第 7 (議案第32号) 相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則に
ついて(生涯学習部)

4. 報告案件

1 望ましい学校規模の実現に向けた取組について(学務課)

出席者(5名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 大 山 宜 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

説明のために出席した者

教 育 局 長	笹 野 章 央	教 育 環 境 部 長	渡 邊 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	奥 村 仁	生 涯 学 習 部 長	長 谷 川 伸
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	大 用 靖	教 育 総 務 室 担 当 課 長 (人 事 給 与 班)	岡 本 達 彦
教 育 総 務 室 担 当 課 長 (総 務 企 画 班)	江 野 学	教 育 総 務 室 主 査	五 郡 太
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	八 木 英 次	学 務 課 担 当 課 長	松 島 政 幸
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	荒 井 哲 也	学 校 保 健 課 総 括 副 主 幹	金 井 理 代
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	杉 野 孝 幸	学 校 施 設 課 担 当 課 長	小 杉 雅 彦
学 校 教 育 課 長	松 田 知 子	学 校 教 育 課 課 長 代 理	大 津 明 博
学 校 教 育 部 参 事 兼 教 職 員 人 事 課 長	佐 々 木 隆	教 職 員 給 与 厚 生 課 長	佐 野 強 史
教 職 員 給 与 厚 生 課 総 括 副 主 幹	小 田 島 直 美	青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長	沢 辺 雅 子
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	藤 田 知 正	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	島 田 欣 一
生 涯 学 習 部 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長	菊 地 原 央	総 合 学 習 セ ン タ ー 指 導 主 事	山 内 康 敬
こ ども ・ 若 者 未 来 局 参 事 兼 保 育 課 長	村 上 秀 明	保 育 課 総 括 副 主 幹	北 村 明 人
保 育 課 指 導 主 事	佐 藤 由 起		
事 務 局 職 員 出 席 者			
教 育 総 務 室 主 査	永 澤 祥 代	教 育 総 務 室 主 任	島 崎 順 崇
教 育 総 務 室 主 任	齋 藤 竜 太		

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と私、野村を指名いたします。

相模原市教職員健康審査会委員の人事について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 26 号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 それでは、議案第 26 号、相模原市教職員健康審査会委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市教職員健康審査会は、小中学校の教職員の疾病に係る治療の要否、勤務の可否等及び健康管理に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することなどを職務としてございます。

委員の定数は 5 人以内、任期は平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

当議案につきましては、5 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、委嘱いたしたく提案するものでございます。

それでは、委嘱する委員につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、安達英夫医師でございますが、産婦人科医で 5 期目の任期となり、相模原市医師会からご推薦をいただいております。

次に、大石智医師でございますが、精神科医で 5 期目の任期となり、北里大学医学部からご推薦いただいております。

次に、佐藤聡一郎医師でございますが、内科医で 5 期目の任期となり、相模原市医師会からご推薦をいただいております。

次に、佐藤洋医師でございますが、整形外科医で 5 期目の任期となり、相模原市医師会

からご推薦をいただいております。

次に、廣岡孝陽医師でございますが、精神科医で2期目の任期となり、北里大学医学部からご推薦をいただいております。

以上、議案第26号、相模原市教職員健康審査会委員の人事について、ご説明申し上げました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

大山委員 質問ではないのですが、これらの委員の方々は、医師会の推薦ということで、いろいろ報告を受けております。非常に適格なお仕事をなさっていると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

野村教育長 審査会の開催実績等は資料のとおりでございます。特にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第26号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

野村教育長 次に、日程2、議案第27号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 それでは、議案第27号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

議案の裏面にございます提案の理由のとおり、本議案につきましては、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱することが必要なため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により、提案をいたすものでございます。

はじめに、結核対策委員会の概要につきまして、ご説明申し上げます。

3枚目の議案第27号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

本委員会は附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているものでございまして、1の設置目的にございますとおり、市立小中学校における結核対策といたしまして、児童生徒の感染防止と感染者の早期発見等を目的として実施する結核検診及び患者発生時の対策に関する事項について、調査審議を行う目的で設置されているものでございます。

2の定数及び構成でございますが、定数は12名以内。記載のとおり6つの選出区分に基づき構成しており、3の任期は1年でございます。

4の活動内容及び5の開催実績のとおり、結核検診の結果、異常ありとされた児童生徒がいない場合は開催されず、平成29年度は未受検者の対応について文書審議のみ実施した状況でございます。

2枚目の委員名簿にお戻りいただきたいと存じます。

委嘱をお願いする委員でございますが、相模原市医師会からの推薦をいただいた医師といたしまして小林信一氏、原田工氏、平石聡氏、緒方昌平氏。続いて、市立小中学校の学校医といたしまして富川盛光氏、山口雅之氏。結核に関し専門的知識を有する医師といたしまして品田純氏。相模原市保健所長といたしまして鈴木仁一氏。市立小中学校の校長として田中多輝子氏、矢澤真司氏。市立小中学校の養護教諭といたしまして吉田美友紀氏、林典枝氏。以上、12名の委員を委嘱するもので、任期は4月1日から1年間でございます。

なお、この12名のうち4の緒方氏をはじめとする5名の方が新任でございます。

以上で、議案第27号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

永井教育長職務代理者 参考資料の一番下の開催実績について、2年連続未受検者というのは、実際にどのくらいいるのでしょうか。それから、どういう理由で2年も続けて未受検なのか、その辺のところがおわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

荒井学校保健課長 2年連続未受検者についてのご質問ですが、ロシア国籍の児童が転入してまいりまして、エックス線撮影について、なかなか保護者の方のご理解を得られないというところなんです。実は、ロシアというのは結核高まん延国の1つに指定されておりまして、その場合は平成25年度からレントゲンをしていただくということで教育委員会としては定めておりますが、そのレントゲンの必要性について、なかなか保護者のご理解が得

られず、2年かけて説得をしたわけですが、やはり同意が得られなかったということでございます。

ただ、この児童も特に気になる症状はなく、毎日元気に登校しているという状況が把握できましたので、何か気になることがあれば学校へ連絡していただくということにさせていただきます。

以上です。

野村教育長 そういった未受検者は1名ということですね。

荒井学校保健課長 そうです、1名です。

大山委員 この委員会に関しては、学校での結核検診が立ち上がった、当初から委員をやっております。数年前に文部科学省はこの結核対策委員会を解散してよろしいということにしています。私自身、まだ委員であった頃に対応策、解散しても大丈夫なことを確認した上で解散しようということで、4、5年は続行するというようなことでした。未受検診者のレントゲンをとるという方法も、最初はかなり多かったです。高まん延国から帰国した子女ということが大部分でありまして、ほぼ、大体目的を達しているし、その数も減ってきたということです。もちろん、小中学校で結核の疑い、感染がもたらされた場合は、これは保健所にごさいます結核対策委員会で、実際の動きというのはされるわけでありまして、この小中学校の結核対策委員会というのは方針を決めるということです。

現在の小中学校結核対策委員会では、この2、3年はロシア籍の方が来られて、どうもなかなかレントゲン検査を受検してくれないという事情があるぐらいです。あと、体制等は学校での結核検診のマニュアルがまだ正式にまだ決まっていないと思うので、その辺が確定したら解散してもいいのかなと思います。ただ、学校検診の中の1つで、一般の学校検診の中にも含めるかどうか、この辺が2年ぐらい前に議論にあったと思うのです。その辺が解決されたら解消という形でいいのではないかと考えていますので、現状をちょっとお聞きしたいということです。

野村教育長 委員がおっしゃった部分について、今、検討状況とか話せることはありますか。

荒井学校保健課長 もともと平成15年の要綱設置で立ち上がったわけですが、平成24年度から条例設置になっております。平成26年度に結核対策委員会の中で、この委員会のあり方をどうしようかという議論を1回していただいております。大山委員が言われるように廃止という考えもありますが、その中では、課題が発生しても解散してしまうと専

門的な意見をすぐに求めることができない、そういう事態が生じるおそれもあると。また、廃止するのではなくて、随時開催でもよいのではないかということで、廃止と結論づけるには、この時点では時期尚早ではないかという議論もございました。

ということで、小中学校結核対策委員会のあり方については、今後、委員の皆さんのご意見を伺いながら、検討していくものと思っております。

以上です。

野村教育長 委員からもいろいろご意見をいただきましたが、存在意義とか必要性とか、他の自治体の状況も把握をしながら検討を続けていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がありませんので、これより採決を行います。

議案第27号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について

野村教育長 次に、日程3、議案第28号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてを議題といたします。事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 議案第28号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱することが必要なため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の議案第28号参考資料をご覧くださいと存じます。

はじめに、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の概要について、ご説明申し上げます。

本委員会は、1の設置目的にございませとおり、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する、重大事態に係る事実関係について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する機関でございます。

2の定数及び構成でございますが、定数は5人以内、委員構成につきましては(2)の

4つの区分から選出しております。

恐れ入りますが、議案第28号の裏面がございます委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

委嘱する委員について、ご説明申し上げます。

名簿の1番目、宮地英雄氏でございますが、北里大学医学部に所属される医師で2期目の任期でございます。

次に、名簿の2番目、竹下昌之氏でございますが、相模女子大学常務理事で3期目の任期でございます。

次に、名簿の3番目、小池拓也氏でございますが、湘南合同法律事務所に所属される弁護士で3期目の任期でございます。

最期に、名簿の4番目、稲富正治氏でございますが、川崎幸クリニックに所属される臨床心理士で新任でございます。

以上、4名の任期でございますが、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

大山委員 確認なのですが、北里大学の宮地英雄氏は精神科を専攻としている先生でいらっしゃるのか。あるいは相模原市の寄附講座の児童精神学講座に属されている先生なのか、その辺ちょっと確認したいと思うのですが。

松田学校教育課長 申し訳ありません、今、確認をして後ほどお答えいたします。

野村教育長 ほかにはいかがでしょうか。平成28、29年は開催実績がないということですよ。

奥村学校教育部長 はい。

野村教育長 いかがでしょうか。

松田学校教育課長 先ほどの大山委員のご質問について、確認いたしました。北里大学の講師で、精神科でいらして寄附講座を持っていらっしゃいます。

野村教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がございませんので、採決をいたします。

議案第28号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

工事計画の策定について

野村教育長 次に、日程4、議案第29号、工事計画の策定についてを議題といたします。事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第29号、工事計画の策定について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、3ページ目の提案の理由のとおり、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、1事業1億円以上の施設整備に関し、工事計画を策定いたしたく、提案するものでございます。

今回、計画をいたします工事は、議案にお示ししてあるとおり、1ページ目に戻りまして、清新小学校ほか5校の校舎改造工事、2ページ目上段からの津久井中央小学校ほか4校の屋内運動場改修工事、中段の新磯小学校ほか4校の空調設備設置工事及び3ページ目2段目の麻溝小学校の校舎等の解体工事の合計17件でございます。

予算額及び工事の概要につきまして、表のとおりでございます。

それでは、工事計画図に基づいて、ご説明いたします。

関係資料1ページをご覧くださいと存じます。清新小学校につきましては、網かけ部分の校舎、C棟校舎が工事対象箇所ございまして、工事の内容は屋上防水、外壁塗装、内部改修、給排水設備、電気設備及びトイレの改修でございます。

また、2ページから6ページの学校につきましても、同様に工事を行うものでございます。

次に、7ページから11ページをご覧くださいと存じます。

津久井中央小学校ほか4校につきましては、網かけした屋内運動場が工事対象箇所ございまして、工事の内容は屋根改修、外壁塗装、内部改修、給排水設備及び電気設備の改修工事でございます。

次に、12ページから16ページをご覧くださいと存じます。新磯小学校ほか4校につきましては、空調設備の設置工事を行うものでございまして、網かけした普通教室等

が工事対象箇所でございます。

17ページをご覧いただきたいと存じます。麻溝小学校につきましては、網かけ部分の校舎等の解体を行うものでございます。

続きまして、18ページの参考資料をご覧いただきたいと存じます。平成30年度小・中学校主要予定工事等一覧でございます。

網かけ部分が議案の1億円以上の事業でございます。予算額が1億円未満の工事につきましては、教育長に事務が委任されているため、議案にはなっておりませんが、平成30年度は小中学校あわせまして校舎改造6校、屋内運動場改修5校、トイレ改造10校、空調設備設置工事19校などを予定しております。

なお、各事業の進捗率につきましては、下段の進捗率の表のとおりでございます。

以上で、議案第29号、工事計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等があればお願いいたします。何かございますか。

永井（廣）委員 富士見小学校だけ工事費が高いのは、今はやりの壁のない教室などで、エアコンのサイズが違ってしまったりとか、そういうことで高いのでしょうか。

杉野学校施設課長 そのとおりでございます。

永井（廣）委員 以前にも聞いたかもしれませんが、空調がこの19校に設置されても、あと、まだ残りはあるのでしょうか。

野村教育長 設置状況ですね。

杉野学校施設課長 今年度末で中学校は全部設置済みになりまして、小学校は残すところあと45校というのが現状でございます。そこから来年度19校に設置するということになりますので、引き算しますと、あと26校残っているという形になります。

以上です。

野村教育長 夏休み期間の短縮ということも今、計画されておりますので、空調の問題は、予算等の調整が必須ですけれども、整備は極力早く完結したいと思っています。

永井（廣）委員 お願いします。

大山委員 工事の内容を見ますと多岐にわたるのですが、昭和50年前半に建てられた建物で、外壁の塗装等で外見、中身、実際の建物自体というのはどのくらいまでもつのか。耐震とかその辺は個別にやってあると思うのですが、市の建物の考え方として、どのよう

な考え方がございますか。

杉野学校施設課長 現在、コンクリート造の校舎の耐用年数については、建築後60年というのが1つの目安となっております。児童が急増した時期、いわゆる第2次ベビーブームと言われた昭和50年代に多く建てておりますので、かなり年数的にも経過してきている状況でございます。それを今、文部科学省が長寿命化に向けた計画を各市町村が作れるような形で指示を出しております、60年を80年に延ばすというような計画を策定してはどうかということで今現在、相模原市でもそれを検討しているところでございます。

策定については、平成29年度、30年度、31年度と3年間かけさせていただきまして、今年度は施設の細部にわたる調査をしております。今後どのような形やサイクルでやっていくのがいいのかというところを決めさせていただくということです。今後、80年とするためにどんな工事が必要かというところを検討しているという状況でございます。

以上です。

大山委員 今の考え方というのは、単に学校の校舎だけではなくて、ほかの公共物の建物にも共通して言えるようなことなのでしょうか。

杉野学校施設課長 はい。学校の方は私ども学校施設課で行っておりますが、それ以外の庁舎、また公民館なども当然なのですが、市で持っている建物、そちらについては同じような考えで、公共建築課という、学校以外のところを受け持つ部署がございますので、そちらの方で同じように取り組んでおります。

ですので、小学校、それ以外も含めて、そういった長寿命化に向けた計画を今、同じように検討しているところでございます。

野村教育長 よろしいでしょうか。

大山委員 はい。

野村教育長 今の課長の説明のとおり、施設の長寿命化の計画づくり等に入っているわけですけれども、一方で、児童生徒の数の減少等が顕著な地域もある中では、学校の統合、施設の長寿命化、また、小中一貫教育、義務教育学校化、こういったことも大きな施策の1つとして考えていますので、どの学校、どの校舎を基本的に維持改修していくのかというのは、ちょっと総合的な視点で検討が必要になってまいります。大変難しい問題だと思っておりますが、この件についての検討が必須でございますので、いずれ、こうした委員会の場でもいろいろご意見をいただく機会があると思っております。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、採決を行います。

議案第29号、工事計画の策定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

相模原市教員のライフステージにおける人材育成の指標(公立幼稚園教諭)の
策定について

野村教育長 次に、日程5、議案第30号、相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標(公立幼稚園教諭)の策定についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

村上保育課長 議案第30号につきまして、ご説明を申し上げます。

2月の教育委員会定例会におきまして、小中学校教諭の人材育成の指標が作成されたところでございますが、本議案につきましては、公立幼稚園教諭の資質の向上に係る新たな体制を構築するため、相模原市教員のライフステージにおける人材育成の指標、公立幼稚園教諭版を策定いたしたく、提案するものでございます。

まずはじめに、本市の幼児教育、保育の状況につきまして、簡単にご説明させていただきます。

本市では、現在、幼稚園が48園、保育所が109園、幼保連携型認定こども園が8園でございます。その中で、今回、策定する指標の対象となる公立幼稚園は2園で、職員につきましては7名となっております。

これまで、公立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭とともに、法定研修をはじめ、教育課程の研修、また支援保育に関する研修等を行ってまいりました。今回は、さらに幼稚園教諭につけるべき資質について明確にするものでございます。

議案第30号の別紙1ページ、1の策定の趣旨から5の指標の構成につきましては、小中学校教員の指標策定時と同じ流れになっておりますので、説明につきましては割愛させていただきます。

1ページおめくりいただきたいと存じます。相模原市教員のライフステージにおける人材育成の指標、公立幼稚園教諭をご覧いただきたいと存じます。

本指標につきましては、目指す教員像、ライフステージ、それと教員に求められる資

質・能力の各項目をもとに、身につけるべき資質の詳細を、初任者から5年次までの形成期、また6年から12年次までの向上期、さらに中堅以上の発展期、それと副園長・園長のいわゆる円熟期ということで、ライフステージごとに構成したものでございます。

教員に求められる資質・能力のうち、上の教職の素養と一番下に書いてございますマネジメントにつきましては、小中学校教員の指標と同じ内容となっております。

保育実践力の部分につきましては、幼稚園教諭独自の項目となっております、健康・安全管理力、子育て支援力、遊びの指導力について、ライフステージに応じて示しているものでございます。

なお、本指標を踏まえまして、体系的かつ効果的に研修を実施するための教員研修計画を定めております。また、この指標をもとに、各教員が身につけておくべき資質を振り返るとともに、より高度な段階に向けた目標を持つことができるよう、園へ促しております。

また、平成30年度より、市内の公立・私立の幼稚園教諭・保育士・保育教諭を対象といたしました相模原市保育者のステップアップ研修をスタートいたしまして、公立だけではなく私立の幼稚園教諭、また保育教諭・保育士につきましても、広く研修の機会を提供することで、相模原市内の保育者全体の資質の向上を目指してまいりたいと考えております。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

平岩委員 この指標の中で幼稚園だからということで、子育て支援力ですとかそういったところに特徴があるというお話でした。

相模原市の学力が大変低いということがあって、この子育て支援力の中の文章にありますが、保護者に対して、子どもの育ちや学びのプロセスを伝える、そういったところはとても大事だと思います。学習することが大切だということをしかりと伝えていけるような、そういう役目も、幼稚園の先生たちは担うのだと思うので、ここの項目については、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

村上保育課長 ありがとうございます。

野村教育長 特に今の件については、よろしいですか。

佐藤保育課指導主事 ご意見ありがとうございます。幼児期におきましては、その学力をつけるということは、主体的な遊びの中で行う、そういった時期になります。今、非認

知的能力という言葉がよく使われているかと思いますが、その部分がこの指標の中でいきますと遊びの指導力、ここの部分に入っていくところでございます。その環境構成でありますとか指導計画の作成と展開・評価、あとは一番基本となるのは、やはり子どもの理解、その子どもに合った、どういった遊びを展開していくかということが小学校以降の学びの力につながっていくものであると考えております。そのような力を保育者の方につけていくといった指標になっております。

平岩委員 十分わかります。あと、保護者の方へのそういったことの大切さを伝えるという役目が多分、幼稚園にはあるのではないかとこのところで、その辺もお願いしたいということをお伝えしました。

大山委員 このプランは公立の幼稚園教諭ということで作成してあると思うのですが、発言の中で私立の幼稚園あるいは幼保一体型にも広げていくということで、具体的にはどのような形で浸透させていくのか、その辺の方法論についてお聞かせいただきたいです。

村上保育課長 今、委員からお話がありました私立の幼稚園につきましては、幼稚園認定こども園の協会がございまして、そちらを通じて全園の方へ周知をさせていただくことを考えております。

以上でございます。

大山委員 具体的には、公立であればそういう研修会を行うのだと思いますが、実際に私立とか、その辺まで研修会の予定というのが広がるのでしょうか。

村上保育課長 今回、前段、研修の過程を作るに当たりまして、協会等とも話し合いをさせてもらっています。やはり、協会は協会で研修の体系がございまして、今回、私どもがやる研修におきましては、ぜひ、参加をしていただきたいという、そういう姿勢でご案内をさせてもらうということでございます。

永井(廣)委員 人材育成指標なので、この指標に基づいて、まず評価をするということで、きちんとそれぞれがこの能力が身についているかというのをチェックできるのでしょうかということと、チェックをして、どうも身につけていないという方には、再受講とか何等かの対策がとられるのでしょうか。

佐藤保育課指導主事 今、ご意見をいただきましたとおり、研修の成果がついているかどうかというのは、とても大切な視点だと思っております。先ほど保育課長からお話がありましたとおり、今、公立幼稚園の職員数が7名となっております、保育課におります指導主事が丁寧にかかわっている状況であります。園の方にもいろいろな指導、支援を行っ

ており、研修の機会も十分にありまして、日々ステップアップを目指してやっております。また、自己評価の方も先生方にはやっていただいております、次の年の目標も持っていますところですので。

以上です。

永井教育長職務代理者 今、公立幼稚園バージョンができたかと理解しています。いわゆる教員も同じなのですが、これは指標ですので、この年齢、初任者概ね2年から5年次には、こういう目標でやってほしいという指標ができたのだと思います。この指標に対応する研修計画だとか、その評価だとか、検証の仕方とか、その辺はこれと連動して、もうあるのかということをお聞きしたいです。

佐藤保育課指導主事 先ほど、保育課長から説明がありました来年度からスタートいたします保育者ステップアップ研修というものがございます。その研修ステージにつきましては、実はこの指標の中のライフステージの下のところ、ちょっと小さいのですが入れさせていただいております。それぞれの期でその部分の力をつけるべく研修を体系的に組んで用意をしているところです。

今回の研修の特徴としましては、講義型だけではなく、これからやはり子どもたちもそうですけれども、先生たちにもアクティブラーニングで学んでいただくということを踏まえまして、協議でありますとか、あるいは演習、そういった実技的な内容も盛り込んで研修を行うことを、大学の先生等にもお願いしております、そのような形で研修を行っていきたいと思っております。

以上です。

野村教育長 という説明ですが、いかがですか。

永井教育長職務代理者 つまり、研修計画などが明確になっているという理解でよろしいのでしょうか。

野村教育長 研修のステージのところ、既に研修内容等がある程度固まっているのだろうかという趣旨の質問ですね。

佐藤保育課指導主事 そちらについては、もう講師の方も会場の方も押さえており、明日、全園に発出する予定であります。今までは、例えば私立の保育所だったら保育所、公立園だったら公立園とそれぞればらばらに行っていた研修を一緒にすることで、そしてライフステージ別に行うことで、積み重ねて研修ができるような形を来年度から実施をいたします。

以上です。

野村教育長 確認ですが、今日、ご説明いただいたのは、公立幼稚園教諭の人材の育成の指標ということであるけれども、この中に含まれている研修、これは私立の幼稚園であるとか保育園であるとか、公立・私立問わず、そういったところにも広げて、市全体で展開していくという、そういう考え方でいいのですか。

村上保育課長 今、教育長が言われたとおりでございます。例えば保育指針にしる、幼稚園教諭の教育指導要領にしる、3歳以上のお子さんにつきましては同一の内容になってございます。今までは、例えば公立の園、私立の園ということではバラバラで行っていたものを、そのステージごとに一体で行っていきましょうということで、研修を組み直したということでございます。

以上でございます。

野村教育長 幼児教育の重要性がとても謳われている中で、こうした取組がようやく市としてもスタートするということですね。そういう意味では大変ご苦労いただいたところで、内容についてはご理解いただけたでしょうか。

平岩委員 幼稚園の先生方のベテランの方が抜けていくとか、その辺のバランスというのはいかがでしょうか。

野村教育長 それは私立・公立問わずのお話として、状況はわかりますか。

村上保育課長 まず、公立の幼稚園につきましては、もともと城山町とか藤野町の幼稚園ということで、どちらかという年齢層は高い方が多いです。私立については、はっきり把握できていないところはあるのですが、どちらかという先生方は若い年齢層が多いかと、そのように認識はしております。

以上でございます。

野村教育長 公立と私立でかなり違うというお話ですね。

永井(廣)委員 子育て支援力とか子ども理解でどんな研修をするのかというのに大変興味があるのですが、これは見せていただいたりできないのでしょうか。

村上保育課長 ぜひ、見学をしていただければと思います。ご案内等々させていただきますので、よろしく願いいたします。

野村教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第30号、相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標、公立幼稚園教諭の策定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

では、ここで休憩をいたします。職員の入替えがございまして。再開は3時25分といたします。

(休憩・15:20～15:25)

学校現場における業務改善に向けた取組方針の策定について

野村教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程6、議案第31号、学校現場における業務改善に向けた取組方針の策定についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

大用教育総務室長 議案第31号、学校現場における業務改善に向けた取組方針の策定につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、教育活動の充実や教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、その取組方針を策定いたしたく、提案するものでございます。

作成に当たりましては、全ての市立小中学校からのアンケート結果を基に、昨年12月に文部科学省から示されました学校における働き方改革に係る緊急提言の内容も踏まえた中で、学校現場における業務改善に向けた取組方針をまとめたものでございます。

それでは、取組方針案の1ページ目をご覧いただきたいと存じます。

中段に目指す姿として、「チームとしての学校」という理念の下に、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ること、それから、教職員それぞれが本来の業務に専念できる学校環境の整備を行うことを掲げさせていただきました。

次に、進め方といたしまして、枠の中にございまして7つの視点から現状と課題を捉え、それぞれの取組の方向性や取り組むべき事項を定め、取組が可能なものから着実に実行していくものといたしました。

主な取組についてご説明申し上げます。2ページをご覧いただきたいと存じます。

1の意識改革と学校運営マネジメントの強化につきましては、教員自身が自らの働き方を見直すとともに、校長による組織マネジメントの強化を図るもので、具体的な取組事項

といたしまして、勤務時間を意識したマネジメントや働き方に関する研修の実施、市内で統一した勤務時間の上限設定などがございます。

なお、勤務時間につきましては、当面、過労死ラインとされる月80時間を超えないことといたしますが、国の働き方改革実行計画にも示されております原則月45時間、年360時間と、そして本市の勤務時間の実態を把握し、勘案した中で平成30年度中のできるだけ早い時期に改めて定めていきたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧くださいと存じます。

学校における徴収金対応につきましては、教員にとって大きな負担となっている徴収金の公会計化の方向性についての検討や、現金納付以外の方策について検討してまいります。

そして、3の部活動の在り方につきましては、2月に策定いたしました相模原市立中学校部活動指針の内容を平成30年度は徹底するとともに、平成31年度には国が示す基準を満たした指針に改定することといたしました。

そのほか、授業や課外活動等に関する支援体制の強化と学校現場の環境整備や学校におけるICT活用の推進など、全体で7つの取組方針について着手対象や時期について明らかにしながら取り組むべき事項をまとめさせていただきました。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただいて、1ページの下段をご覧ください。

スケジュールと効果測定についてでございます。平成30年度につきましては、学期ごとに学校に対しアンケート等による効果測定を行うとともに、各課題の進捗状況について教育委員会全体で共有を図ってまいります。

また、国のガイドライン等において、取り組むべき事項における目標値等が明確にされた場合には、その都度、見直しを行うことといたしました。この取組方針を確実に実行することで、児童生徒と向き合う時間の確保はもとより、学校現場での優秀な人材の確保にもつなげていきたいと考えてございます。

以上で、議案第31号、学校現場における業務改善に向けた取組方針の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

はじめに、この取組方針の策定メンバーを説明してもらえますか。

大用教育総務室長 この取組方針を取りまとめるに当たりまして、教育委員会の事務局である各関係課の所属長、そして学校現場からは校長会の代表、副校長会の代表、それから労働組合の代表の方に参加していただき、いろいろな意見をいただきながら、この計画を

まとめさせていただきました。

野村教育長 どうでしょうか。取り組むべき事項の中には、既の実施済みであるとか、今年度中に始まるものとか、そういうのもこの中に含まれているのですよね。あと、まだ計画が明確になっていないものが、実際には混在していますよね。

大用教育総務室長 例えば、2ページの意識改革と学校マネジメントの強化の一番下のところに、取り組むべき事項が書いてございますが、これは黒丸()が、既の実施しているが平成30年度以降もさらに進めていくもの、二重丸()が、平成30年度中に実施していくもの、白丸()が、平成30年度中に方針をまとめるものという時間軸の中で取り組むべき事項を整理させていただいております。

ちなみに、行の一番右側に括弧で書いてある、「学」は学校で、「教」は教育委員会の事務局が担当すべき事項として、明記をさせていただいております。

以上です。

野村教育長 そういうふうに見ていただくとわかりやすいと思います。いかがでしょうか。

委員会として、この長時間勤務については、大変、問題意識を強く持つ中で、こういった検討会を立ち上げて、関係者に集まっていただいて、取り組むべき事項等にまとめ上げたということであります。

大変悩ましいのは、その勤務時間の上限であるとか、そうしたものを現段階ではまだ明確に定めるに至っていないことで、それは現場の仕事がある中でどこまで、どういう形で整理できるのかというのが、まだ非常に不明瞭な部分もあるということです。現段階では先ほど総務室長が説明したように、少なくとも過労死ラインの80時間というのは絶対超えてはいけないという認識の中で、まず平成30年度はスタートしようということになります。

この問題について、校長先生でもお一人おひとり意識が全く違う、ということをととても感じています。その辺の意識が何か共通化されないと、この問題はなかなか方向性をつけるのが難しいなと思っています。現場でのご経験等を踏まえて、職務代理者いかがですか。永井教育長職務代理者 学校は、それぞれ地域性があつたり、その学校の歴史があつたり、規模があつたりで、本当に一個一個違うのではないかと思います。それで、そのときの職員体制によっても結構学校の雰囲気はつくられますので、なかなか均一な論議は難しいのかとは思っています。

ただ、構成として大変よくできていますし、現代が抱えている問題についてはちゃんと

カバーできているのではないのでしょうか。しかし、課題にばかり目がいって、それを解決するための手法によって、本来教師はこうあるべきだというものが見失われなければいいと思っています。学校のやることは絶えず原理原則というか、それに返っていく必要があって、基本に忠実にというような意識をどこかでもっていた方がいいのではないかと思います。

野村教育長 どうでしょう、この件について、ご意見がございましたらぜひお願いします。

平岩委員 取組方針の中で、意識改革というのは、かなりのキーワードになると思います。これを策定するに当たって校長先生ですとか、そういった方もメンバーに入っているという事だったのですが、どの程度、その意識改革ということをしかりと考えていらっしゃるか、実感を持っていらっしゃるかというのが気になるところです。あと、取り組むべき事項の中で、白い丸の学校の重点目標や経営方針の働き方改革の明文化というのが、2ページの最後に書いてありますが、やはりこれは文字としてしかりとこう改革すべきであるということを示さないと、なかなか全体に広がっていかないと思われまして、教育委員会としては、学校事務の望ましいあり方ですとか、あと、外部の力を借りられるところは借りていいのだということ、再三伝えていかないと意識改革はかなり難しいと思います。

松田学校教育課長 今、委員の方から、借りられる力は借りていった方がいいというお話がありましたけれども、今までの学校というのは、その学校の中だけでやろうという意識が非常に強かったと思っております。その意識改革として、委員会の方で進めているコミュニティスクールなどの枠組みもいろいろな力を借りることの一助になると考えております。

以上でございます。

野村教育長 この方針の周知の仕方について、少しこう考えているというのを話していただけますか。教員の方にどうやって周知をしていくのか。

大用教育総務室長 この方針につきましては、まず最初に、学校の校長会を通してこのことをしかりとお伝えしようと思っております。ですので、役員会で役員のご意見もお聴きしながら、校長先生全てが集まる会で説明をさせていただきたいと思っております。そのときには、校長先生からそれぞれの各教員にまで届くような形で周知をしていただきたいというお願いをしたいと思っております。

野村教育長 周知がとても大事なのです。

笹野教育局長 補足をするというわけではないのですが、教育長からお話があったように校長先生の中にも温度差があって、やはり同じような感じでおっしゃる先生もいらっしゃいますので、先ほど校長会を通じてというお話もありますが、ありとあらゆる場面で、課題を伝えていかなければいけないと思います。そして、間接的ばかりではなく、直接お伝えをする機会も、できるだけ作っていきたいと思います。

その他の課題として、例えば、この中には学校徴収金の公会計化であるとか、これからコストのかかってくるようなお話も幾つか入っています。教育委員会は、その辺のところも避けずに、お金がかかることも含めて、覚悟して取り組んでいく必要があるかと考えております。いずれにしても、この学校業務改善、長時間労働の改善、多忙化の解消というのは、ありとあらゆる子どもたちへ直結する問題だと思っていますので、喫緊の課題の最上位に位置付けて取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

大山委員 今回受けた取組方針に関しては、原則的にはこんな形かと思っています。特に1と3については、まだ文部科学省の基本的なガイドラインが決定されていませんから、やはり文部科学省のこういうガイドラインが決められる、それで目標値の明確化が計れた場合には、その方針を見直す。まさにこの方法だと思うのです。

それからもう1つ、文部科学省では教員の働き方改革、厚生労働省では医師の働き方改革、これはすごく共通しているのです。私が医師の立場で言うと、結局両方とも自己研修なのです。生涯教育なのです。ですから、両方ともこの職業にはタイムカードというのは存在しないのです。職務代理者が言っておられたような職業に対する意識、教員に対する意識というのは昔からあるわけで、その辺の兼ね合いが一番大事なのかと思いました。

ですから、進め方については、実際に点検しながら検証をしていく、できることからやる、それから局長が言われたように、やはりお金を出すべきところは出さないといけないということではないでしょうか。感想を申し述べました。

野村教育長 先ほど局長からも丁寧に説明をしてもらいましたが、現場で働いている先生方の問題だけでなく、これから教員になろうとしている方たち、優秀な人材を獲得する意味でも実は大きな問題で、最近、教員を養成する大学の先生方とお話をする機会が多いのですが、教職の志望者が減っているというお話もかなり聞きます。それはまさに、文部科学省自体が既にブラックという言葉を使っていたり、教師の理念のすばらしさがある一方、やはり今の世代はワーク・ライフ・バランスをととても意識をしているというのが実態のようです。そうした中で、よい人材をどうやって集めるのかという、そういう視点

も大事になってくるだろうと思っています。本当にこの問題、多様な意見があって、本当に難しいと思います。

永井教育長職務代理者 今までの話は、最も納得のいくところなのですが、私、しつこいですが、やはり教師の喜びは子どもという喜びであったり、教える喜びであったりというのがまず第一に、こう中心部にあるわけです。授業をやった充実感だとか、子どもがわかった喜びだとか、一日生活して帰りの会をやって無事に帰す満足感などがあって、ここ20年、30年、40年といろいろな社会が変化する中で、学校がいろいろなものを引き受けてきました。それから、時代が進んで、いわゆるICTの件もありますし、IT教育の件もありますけれども、その時代の進歩とともに学校の与えられた役割というのも当然変わってきているわけです。

ですから、教育長のお話にあった教員希望者がだんだん減っていると、しかも質がというようなことになるのだと思うのです。これはこの表題のように業務改善に向けた取組ですから、具体的でとてもいいのですけれども、何かの折には、教員のすばらしさ、教育のやりがいなどを謳いながら、今、こういう取組を本市ではしていますというようなまとめ方ができたらいいのではないかと考えています。

永井(廣)委員 まず、勤務時間の件なのですが、今現在の本当の実態というのは調査ができていないのですか。

野村教育長 勤務時間の把握についての現状をお話してください。

佐々木教職員人事課長 現在、教職員の勤務時間の把握につきましては、出勤は出勤簿でのみ確認をしているという状況でございます。校長が目視で確認をしているという他に、早く帰る場合には、年休申請等がございますが、遅くまで残っているかという現状については具体的に把握できておりません。

野村教育長 全ての学校でということですか。

佐々木教職員人事課長 健康管理のために把握しているというところはありますけれども、ほとんどの学校でサービスとしての管理はしていないところでございます。

野村教育長 というのが現状だということですか。

永井(廣)委員 まず、現状把握をしてみるという手もあるかと思いますが。タイムカードを使うとお金はかかりますけれども、出勤簿に来た時間と帰る時間を書くだけだったら、今までと変わらないコストでできます。自分自身でも何時間働いているか全然把握できていない先生も多いかと思うのです。現状を把握してみるというのはいかがでしょうか。

佐々木教職員人事課長 勤務時間の把握については、これは早急な課題だと認識をしております。現在、教員が出勤してきますと自分の机にあるパソコンをオンにします。帰るときにはオフにしますので、そういったログで勤務時間を把握しているという自治体もございません。

今年については既にそのログを保存している状況で、部活の休日の出勤など、正確な勤務時間が把握できる方法で、なるべく早い時期に全校でシステムとして実施をしていきたいと進めているところでございます。

野村教育長 具体的に、行程みたいなものは話せる段階にないですか。

佐々木教職員人事課長 一旦は、9月から試行開始とはいたしましたでしたが、これを前倒しいたしまして、できれば1学期のうちに何校かで、まず試行、そこで検討してなるべく早い時期に全校で実施するよう取り組んでいきたいと思っています。

野村教育長 わかりました。

永井(廣)委員 それと、学校における徴収金なのですが、給食費や教材費や遠足や修学旅行に関する費用というのは、税金で出していただければ一番いいのかと、思っているのですが、それを文部科学省の方に要望するのは難しいのでしょうか。

野村教育長 学校に係る経費についての国からの補助の要望ということですね。この点について、お話ができることありますか。

八木学務課長 今、学校の方で徴収している教材等の費用に関しましては、基本的には児童・生徒個人に還元されるもの、それから修学旅行もそうですけれども、その効果が直接児童・生徒に返るものといった部分については、基本的には児童・生徒の保護者負担ということで考えています。その他の教材等につきまして、共用して使う部分などについては、公費で買っている部分もでございます。ただ、低所得の方々についてはご承知のとおり、就学援助等におきまして、修学旅行や教材につきましては援助させていただいているところでございます。現段階におきまして、所得に関係なくそういった児童・生徒に還元すべき教材であるとか、修学旅行に関して国に要望するという考えは、ございません。

野村教育長 国自体はご承知のように、幼児教育の無償化ですとか、少しずつでも教育に関しても質の向上を、という方向にはありますよね。小中学校に対してという部分では、今、学務課長から説明がありましたとおり、就学援助という制度等で一定の経済的に厳しい方に対しては、補助が出ているという、そういう説明であります。

永井(廣)委員 そうですね。補助が出ている方もいらっしゃいますけれど、もし全員に

教育的効果があって、全員が一緒に受けるものであればという考えもあるかなと思うのですが。

笹野教育局長 今のところ国に要望したりするという考えはないということではありますが、今後の動向も見て、必要があれば検討したいと考えております。

以上です。

永井教育長職務代理者 今、言われているように経済格差や貧困対策ということでは、厚くできるものならしていただきたいというのはありますけれども、ここでの論議は、現在学校で徴収せざるを得ない事務手続があり、そこを軽減していったら先生方、あるいは事務職の方も含めて学校の負担が減って、もっと効率よく学校運営、経営ができるだろうということだと思えます。永井委員の言われるところは大事なところだとは思いますが、この中では取り組むべき事項の白丸4つ並んでいるところで列挙されてあって、検討となっていますので、これでよろしいのではないかと考えています。

野村教育長 他にいかがでしょうか。

これも新年度のこうした教育委員会の場で、また中間報告をするような方向で考えたいと思います。その上でまたご意見ですとか、いただければありがたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、これより採決を行いたいと思います。

議案第31号、学校現場における業務改善に向けた取組方針の策定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

野村教育長 次に、日程7、議案第32号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第32号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の改正に伴いまして、公民館長の任期の特例に係る規定を追加

いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、3枚目でございます議案第32号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

1の改正の背景・理由についてでございますが、これまで、本市におきましては、公民館長を非常勤特別職として任用してまいりましたが、平成32年4月1日から地方公務員法が改正され、特別職の範囲が、制度が本来想定いたします専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化されることになりました。社会教育法におきましては、公民館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施や、その他必要な事務、所属職員の監督を行うことと規定されており、こうした業務は法改正後の平成32年4月1日からは特別職の業務に該当しないということが明確になりました。

そのため、特別職である本市の公民館長の任期につきましては、相模原市立公民館条例施行規則第2条において3年と規定があるところ、附則において、任期の特例として平成30年4月1日以降に任命される者については、平成32年3月31日までとするものでございます。

2の今後の課題についてでございますが、今後、公民館長の職につきまして、どのような位置付けにするか検討してまいります。

なお、この規則は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。内容的にご理解いただけましたでしょうか。これまで、本市では公民館長は特別職という位置付けをしてまいりましたけれども、正確な意味での、今後特別職には該当しない職であるという解釈になります。そうしたことから、現在の公民館長の方々の任期を改めるということです。

この件について、地方公務員法の改正がもとになっておりますので、市独自の判断とかということでは基本的にはないことであります。

では、今後どういう職で、どういう方に館長としてやっていただくのかという検討に入りますけれども、今はまだ明確にお話ができる段階にはないということで、よろしいですね。検討は始めているということです。

大山委員 ちなみに、相模原市の事情はわかりました。他の市町村での公民館長の位置付けをお教えいただきたいのですが。

野村教育長 他の自治体での公民館長のあり方についてです。

藤田生涯学習課長 相模原市の場合、こういった非常勤特別職という形でお願いをしておりますけれども、似たような形でやっているのは、近隣では厚木市がやっております。あと、指定管理にしているというところもございます。それから、正規職員が務めているという事例もございます。

以上でございます。

野村教育長 いろいろなケースがあるということですね。また、この件についても、今後どうするのかという考え方については、こうした委員会の場でご意見を聞く場面が今後出てくると思います。この件について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、採決を行います。

議案第32号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

松田学校教育課長 先ほどお答えした内容について、一部修正したい点がございしますが、よろしいでしょうか。

野村教育長 はい。お願いします。

松田学校教育課長 議案第28号、相模原市子どものいじめに関する調査委員についてです。その中で、大山委員の方からご質問があった、委員の宮地先生が寄附講座にかかわっているかどうかというご質問で、お答えとして寄附講座にかかわっているとお答えいたしました。再度確認したところ、平成28年度までの寄附講座の実績の中には、宮地先生のお名前は入っておりませんでした。なお、本年度平成29年度の実績につきましては、本年度の事業終了後でないと確認できないという状況になっております。申し訳ございませんでした。

野村教育長 という訂正でございます。

望ましい学校規模の実現に向けた取組について

野村教育長 それでは、ここから報告案件に入ります。報告案件の1、望ましい学校規模の実現に向けた取組についてを、事務局より説明いたします。

八木学務課長 教育委員会では、平成29年3月に相模原市小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針を策定いたしました。この基本方針の中で、過小規模校、これは小学校11学級以下、中学校5学級以下でございます。また、過大規模校、これは小中学校とも31学級以上となっておりますけれども、これにつきましては、地域性等を十分に考慮した上で優先的に課題解決に努めることとしております。なお、基本方針の中で、過大規模校の発生見込みとなっているのは、橋本周辺地域となっておりますけれども、直近の平成35年度までの児童生徒推計におきましては、過大規模校は発生する見込みはございません。また、過小規模校の発生、または発生見込みにつきましては、相武台周辺地域、光が丘周辺地域、津久井地域の3カ所、3地域でございます。

これら地域につきましては、基本方針に基づく現状の取組と、今後の予定でございます。津久井地域につきましては、青根小・中学校について取り組んでいるところでございます。現状、児童数が7人、生徒数が5人という状況でございます。今後の児童・生徒数の推計におきましても、増加が見込めない状況を踏まえまして、児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討協議を行うために、平成29年8月に地域団体の代表者、それから学校関係者で構成いたします青根小・中学校の学習環境のあり方検討協議会を設置いたしまして、これまで会議を3回、保護者との意見交換会を2回開催したところでございます。また、本日19時より第4回目の会議を開催する予定となっております。課題解決の方策といたしまして、青根小学校は青野原小学校と統合、青根中学校は青野原中学校と統合し、その後、義務教育学校を開設することを教育委員会から提案をしているところでございます。

今後、協議会におきまして、十分に議論を尽くすとともに、地域の方々や保護者のご意見をお聴きした上で、児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、光が丘周辺地域でございます。この地域の小学校は4校、光が丘小学校、並木小学校、陽光台小学校、青葉小学校。それから、中学校は緑が丘中学校1校でございます。現状でございますけれども、青葉小学校が平成32年度に、光が丘小学校が平成35年度に過小規模校となる予定でございます。平成30年2月の光が丘地区まちづくり会議におきまして、地区の望ましい学校規模に向けた地域との協議を平成30年度から始めることにつきまして、ご了承いただいたところでございます。

次に、相武台周辺地域でございます。この地区の小学校は、相武台小学校、緑台小学校、

もえぎ台小学校の3校でございます。また、中学校につきましては、相武台中学校1校でございます。状況といたしましては、相武台小学校が平成29年度から過小規模校に、また、もえぎ台小学校が平成30年度に過小規模校となる予定でございます。平成30年3月の相武台地区まちづくり会議におきまして、同地区の望ましい学校規模に向けた地域との協議を、同じく平成30年度から始めることにつきまして、ご了承をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

野村教育長 説明が終わりました。ご質問等あればお願いいたします。

平岩委員 光が丘周辺と相武台周辺で協議を来年度に始めるということなのですが、相武台周辺の方は、もう既に過小規模校になっている相武台小学校があるということです。この辺の進みぐあいが遅いのは、何か理由がありますでしょうか。

八木学務課長 昨年、平成29年3月に基本方針を策定いたしました。それまでにつきましては、どのような形で進めていくかというところの明確な指針がなかったものですから、そういった現状の中で市内全体として基本方針を定めました。これに基づいて、現在、具体的に進めていくという動きでございます。

野村教育長 ほかにはいかがでしょうか。

永井(廣)委員 津久井地域なのですけれども、青根小・中、青野原小・中のほかに、鳥屋小・中と根小屋小もあるかと思うのですが、この辺りのことはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

八木学務課長 ご指摘のとおり、津久井地域につきましては、青根小・中学校以外多くの小中学校につきまして過小規模校となっている、あるいは、なる見込みでございます。このままではよくないという考えはありまして、今後どのような形で望ましい学校規模の実現に向けて取り組んでいくかにつきましては、少し時間をいただきながら、青根小・中学校以外につきましても検討していく予定でございます。

渡邊教育環境部長 望ましい学校規模の実現に向けた取組につきましては、先ほど工事計画の策定についての議案の中で教育長からお話ございましたとおり、学校の長寿命化、要は校舎がどういう状況かというようなことですか、それから、一貫教育をどのように進めていくか、特色ある学校づくりをどういうふうにやっていくかなど、こういった教育をしていくかというようなことを総合的にいろいろ考えて取り組んでいく必要があると考えております。学校規模が小規模校化していく地域において、統廃合や学区を変えるとい

うことと併せて、校舎の状況、その地域に合ったどういう教育をしていくかというようなことを含めながら、今後進めていきたいと考えております。

また、現在、過大規模校については、発生見込みがないという状況でございますけれども、現在、この方針の中では、出生の状況を含めた短期的な推計で発生の見込みを捉えております。30年、40年というようなもっと長期的な視点での推計に基づいた見込みですとか、今後の開発等によってどのような世帯が流入してきて、児童・生徒の数がどのように変わっていくかというようなことも含めて考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

大山委員 南区の方の小学校で、ニーズが増えるということが予測されて教室の数を増やしたとか、そういう話があったように思います。鶴園小学校でしたか、その辺はどういう扱いで、結局どうなったのかということをお聞かせいただきたい。

渡邊教育環境部長 今回の学区の状況によって、教室数が不足したためにプレハブ校舎をつくる場合、または、余裕のある教室の改造を行いまして、普通教室を増やして対応するというようなことを行う場合がございます。過大規模校にならなくても、今、現状想定していた校舎、教室数では不足する場合にそういう対応をしている場合がございます。それが、長期的に見てどんどん児童数が増えていく、生徒数が増えていくので、教室が必要だと捉えたときには、学区の見直しですとか、学校を分けるとか、そういったことも含めて考えていく必要があると捉えております。短期的に、ある特定の学年が1クラス増えたという、そのような状況が見込まれることもありますので、そこはよく推計を行いまして、判断してまいりたいと思います。

大山委員 そこは臨機応変に対処していると。

渡邊教育環境部長 はい。

大山委員 南区で出生数がちょっと増えてきているのです。そんな時は臨機応変にという形ですね。

野村教育長 他には、何かございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、質疑、ご意見がないようですから、この件についてもこれで終わりにさせていただきます。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉会させていただきます。

閉 会

午後 4 時 2 1 分 閉会

相模原市教育委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

平成30年3月29日

署名者

署名者